

産 商 商 第 4 7 号

平成23年10月18日

株 式 会 社 マ ツ モ ト
代表取締役 松本 隆文 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成23年3月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルタウン西小路御池店

京都市中京区西ノ京桑原町3番地 ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）

（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

来店客車両の右折進入及び右折退出を含む交通処理計画であることから、自動車出入口において歩行者や自転車等との交錯を回避するとともに、安全かつ速やかな通行を確保するために、交通整理員の配置など必要な対策を実施することが望まれます。

また、地域になじんだ店舗を作っていくという観点から、地域住民との継続的な対話を行うことが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の予定地は、北側が道路（御池通）、西が道路（西小路通）に面しており、平成17年度道路交通センサスによると、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量は、平日12,554台（観測地点7015 右京区山ノ内大町（御池通））という立地にあり、都市計画上是工業地域に位置している。

周辺地域の状況は、北側には御池通を隔てて事業所及び集合住宅、東側には西小路通を隔てて工場、南側及び西側には事業所及び住宅が位置している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、来客用駐車場の出入口及び西小路通における交通安全対策、地域住民に対する配慮などについての意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見書は2件であり、概要は次のとおりである。

- ・歩行者等及び店舗近隣住民に対する交通安全対策を講じるべきである。
- ・店舗営業にかかわって近隣住民の生活を脅かさないよう配慮が必要である。
- ・店舗出入口がなぜ西小路通沿いになったのか。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づき算出した台数を上回る台数を確保する計画となっているため、法の趣旨からは適正である。

来店経路は、南方面、南西方面からは左折入場し、北方面、北西方面、東方面からは右折入場し、退店経路は、北方面、北西方面、東方面、南西方面へは左折退出し、南方面のみ右折退出するよう誘導する計画となっている。

来店客車両の右折進入及び右折退出を含む交通処理計画であることから、自動車出入口において歩行者や自転車等との交錯を回避するとともに、安全かつ速やかな通行を確保するために、交通整理員の配置など必要な対策を実施することが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ない。

なお、西小路通に面した店舗東側駐輪場については、歩行者をはじめとした通行の安全を阻害しないよう、定期的な整理整頓により適切に運営されることが望まれる。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、早朝における荷さばきについては、荷さばきの開始時間も含めた周辺環境への配慮が望まれるとともに、児童の登下校時間帯には交通整理員を配置するなどの交通安全確保のための配慮が望まれる。

(4) 騒音について

計画地及びその周辺は工業地域に当たり、騒音についての環境基準値は昼間60dB、夜間50dBである。等価騒音レベルの予測においては、昼間及び夜間とも環境基準値を下回っている。夜間における騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測においては、計画地南側の予測地点で騒音規制法における夜間の規制基準値（55dB）を上回っているものの、自動車出入口における走行車両の影響によるものであり、近接する住居における予測では基準値を下回っているため、店舗の新設に伴う影響は少ないと判断される。

その他騒音対策については、周辺地域の生活環境保持のため適正な配慮がなされているものの、店舗敷地の南西側は住居に近接するため、設備及び自動車等に伴う騒音について対応が求められる場合は、周辺地域の生活環境保持のため適切に配慮することが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測において、必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体等から具体的要請があった場合、協力を行う旨の意思表示がなされている。

さらに、防犯対策については、営業時間中においては従業員による注意喚起を行い、営業時間外においては敷地内をチェーンバリカー等で閉鎖して進入できないようにするとともに、必要に応じて警察とも連携を図り防犯に努める旨表明している。

また、屋外照明等については、配置や方向など、周辺環境に影響が生じないよう配慮する旨表明している。

以上のことから、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。

なお、本計画による出店に際しては、地元説明会や意見書にも見られるように地域になじむ店舗として運営されることが求められていることから、地域住民との継続的な対話を行うことが望まれる。